

平成24年第 1 回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成24年 2 月22日 開会

平成24年 2 月22日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成24年第1回新十津川町議会臨時会

平成24年2月22日（水曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）
- 第4 議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○出席議員（10名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
6番	平沢	豊勝	君	7番	長名	實	君
8番	後木	幸里	君	9番	樋坂	里子	君
10番	西永	勝治	君	11番	長谷川	秀樹	君

○欠席議員（1名）

5番 笹木正文君

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君							
副町	長	佐川	純	君							
教	育	長	熊田	義信	君						
総	務	課	長	藤沢	敦司	君					
住	民	課	長	小林	透	君					
会	計	管	理	者	長谷川	雄士	君				
保	健	福	祉	課	長	竹原	誠二	君			
産	業	振	興	課	長	兼					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	後木	祥一	君
建	設	課	長	岩井	良道	君					
教	育	委	員	会	主	幹	野崎	勇治	君		
代	表	監	査	委	員	山本	忍	君			

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局 長 加藤健次君

◎開会及び開議の宣告

(10時00分)

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、平成24年第1回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
欠席の申し出は笹木議員であります。
ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名いたします。
9番、樋坂里子君。10番、西永勝治君。両名を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第1号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

- 町長（植田 満君） 改めまして、おはようございます。ただいま上程をいただきました議案第1号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）。

平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,965万9千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

ここでちょっと、今回の補正につきましては、冬期除排雪事業に係る予算の補正でございますので、ちょっと、今日現在の降雪量と積雪深を参考までに申し上げます。降雪量につきましては748cm、でございます。これは22年、昨年と比較しますと、302cmのプラス、21年度と比較しますと逆にマイナス8cmということでございます。積雪深でございますけれども140cmでございます、昨年と比較しますと55cmプラス、昨年は85cmでございますけれども、55cmプラスということでございます。21年と比較しますと137cmですから、今年度はプラス3cmという状況下でございます。

なお、内容の説明につきましては副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） おはようございます。それでは上程いただきました議案第1号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）となります。内容の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括、歳入を申し上げます。補正のある款のみ申し上げます。

19款、繰入金。補正額3,000万円、計3億5,087万8千円。

歳入合計、補正額3,000万円、計55億3,965万9千円。

続きまして、歳出であります。

8款、土木費。補正額3,000万円、計7億1,534万3千円。財源内訳は、すべて一般財源であります。

歳出合計、補正額3,000万円、計55億3,965万9千円。財源内訳は、一般財源3,000万円あります。

次に、歳出の内容を申し上げます。11、12ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費。補正額3,000万円、計2億2,354万円。財源内訳は、すべて一般財源であります。内容を申し上げます。6番、冬期除排雪事業3,000万円。これは今ほど町長も雪の状況を申し上げましたですけれど、これまでの大雪により、除排雪作業を見込みより多く行なっておりまして、規定予算では今後の除排雪費用をまかなえないということから、不足見込み額を補正いたしたいとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 2回目の排雪が20日から入って、みどり団地も今入っているところなのですが、1回の排雪に日数的にはどのくらいかかるのかというのが、知りたいのと。それからダンプカーですが、契約している組合だけのダンプカーで間に合ってい

るのか、それとも民間とか個人のダンプカーも借りてやっているのか、その点についてお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（岩井良道君） それでは9番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。日数につきましては、状況によって変わっておりますので、今年度1回目やった部分につきましては2週間以上、15日以上かかっているという状況でございます。それからダンプの関係につきましては、あくまでも管理センター、道路管理共同組合の方に委託をしている、その中でやっておりますので、そちらの方から各業者さん、ダンプ屋さんにご手配をしているという状況で、個人からのダンプの提供ということは、やっておりません、以上です。

○議長（長谷川秀樹君） はい、7番、長名實君。

○7番（長名實君） ここに3,000万の数字があるわけですから、これしかないと思うのですが、国方ではこの今回の大雪に対して予算が出ているのですが、岩見沢、三笠はなんかその該当になるようですが、あとほかには全然無いものなのか、北海道の中で結構なのですが、どんな状況なのかを分かれば教えてください。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） それでは7番議員さんのご質疑にお答えいたします。先だって2月10日に国土交通省、国土交通大臣の方で、社会資本整備交付金の追加配分というような談話出されておまして、101億円を活用してそういったものに当てるとというような記事が出てございました。現在、これの必要な状況については調査をするということですが、まだ、こちらについては決定を見ていない状況でございます。そののちに、2月17日に特別交付税の繰り上げ交付というの、これもニュース等で報道されておりましたけれども、これにつきましては、今回の繰り上げ交付、空知管内で9市町でございます。南空知の自治体ですが、4市5町が繰り上げ交付の対象となっております。これには条件がございまして、積雪の積算値で10m以上かつ平年の1.7倍以上の団体というような基準に基づいて、繰り上げ交付されたというふうに伺っております。本町はこれに該当しないために、現在のところ該当はしていないという状況でございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第2号、北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君 登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第2号、北海道市町村総合事務組合格約の変更について。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を次のように変更する。

次ページに、別紙ということでございまして、北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を次のように変更する。

別表第2の1から7の項中「、上砂川町」を削るということでございまして、お手元に別表がいつているかと思えます。

内容につきましては、上砂川町の砂川地区広域消防事務組合の加入によりまして、消防関係の共同処理する事務について、砂川地区広域消防事務組合において取り扱うこととなったものでございまして、これによって上砂川町を削るということでございます。この附則ですね、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するという事になってございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、議決たまわりますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日付議された議件は、すべて議了いたしました。

したがって、平成24年第1回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(10時15分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員